



障精発0820第6号
令和6年8月20日

公益社団法人日本精神科病院協会長 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公印省略)

令和6年度「医療観察法判定事例研究会」参加者について（協力依頼）

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当省にて平成19年度から「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下、「医療観察法」という。）に規定される「精神保健判定医」を対象に開催しております「医療観察法判定事例研究会」について、本年度も下記の通りオンラインにて開催する予定です。

参加者につきましては、先般、都道府県・指定都市の精神保健福祉主管部（局）長へ推薦依頼を行いました。貴会及び貴会各支部の会員等の精神保健判定医におかれましても推薦がありましたら、令和6年9月24日（火）までに、都道府県・指定都市の精神保健福祉主管部（局）宛情報提供いただきますよう御協力を御願いたします。

記

【開催日時】

令和6年12月13日（金）13時～16時30分

【内容・目的】

講師が紹介する、医療観察法に基づく審判において対象者の処遇決定の判断に苦慮する架空の2事例をもとに、精神保健判定医同士で診断名、弁識能力、治療可能性等の論点を評価・討議することで、精神保健審判員又は医療観察法鑑定医の質の向上を図ることを目的とする。

【開催方法】

オンライン（Zoomを使用）

【参加者】

精神保健判定医

（※推薦は、都道府県・指定都市ごとに3名程度までとし、過去に研究会に参加したことがない者や、精神保健審判員の実務経験の浅い者をできる限り優先。過去5年間に当研究会に参加した者の参加は不可とします。）

[本件に関する照会先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室
担当：稲村・後藤
電話：03-3595-2195（直通）
メール：inamura-yoshiteru.bo2@mhlw.go.jp

令和6年度「医療観察法判定事例研究会」実施要領

1 「医療観察法判定事例研究会」の目的

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下、「医療観察法」という。）に基づく審判において、対象者の処遇決定の判断に苦慮する事例等をもとに診断名、弁識能力、治療可能性等の論点を評価・討議することで、精神保健審判員又は医療観察法鑑定医の質の向上を図ることを目的とする。

2 開催日時・開催方法

医療観察法判定事例研究会（以下、「研究会」という。）の開催日時及び開催方法は次のとおりとする。また、開催方法の詳細については、後日、参加者の決定通知により連絡する。

開催方法	開催日時	開催方法
オンライン	令和6年12月13日（金） 13:00～16:30	Zoomを使用する予定

3 参加者の推薦基準

研究会の参加者は、令和6年度に最高裁判所へ提出する医療観察法第6条第2項に基づく精神保健判定医の名簿に登載が予定されている者かつ、次の枠内(1)～(3)に全て該当する者の中から、都道府県・指定都市の精神保健福祉主管部（局）の長が推薦を行うものとする。

推薦にあたっては、都道府県・指定都市ごとに3名程度まで（※それ以上となる場合は要相談）とし、過去に研究会に参加したことがない者や、精神保健審判員の実務経験の浅い者をできる限り優先すること。

なお、過去5年間に研究会に参加した者の参加は不可とする。

- | |
|--|
| <p>(1) 令和6年度に最高裁判所に提出する精神保健判定医推薦名簿への登載について同意している者。（※精神保健判定医の名簿に関する最新の情報については、各地方厚生局健康福祉部医事課が把握していることから、推薦に当たっては、適宜、連携をとること。）</p> <p>(2) 医療観察法の判定の精度向上に意欲のある者。</p> <p>(3) オンラインで当研究会へ参加ができる環境がある者。（Zoomを使用する予定）</p> |
|--|

4 推薦方法

都道府県精神保健福祉主管部（局）の長は「3」の推薦基準を満たす者を（別添様式）「令和6年度医療観察法判定事例研究会参加者推薦名簿」に入力し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室の担当者宛メールにて令和6年9月27日（金）までに提出するものとする。

5 参加者の決定通知

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室が、「4」により推薦を受けた者につき審査のうえ、参加者を決定し、都道府県精神保健福祉主管部（局）の長にその結果を10月中に通知するものとする。通知送付後は、参加者の変更、代理者の参加は認めないものとする。

6 研究会内容

- (1) 研究会で用いる事例については、厚生労働省が選定する講師（以下「講師」という。）と厚生労働省が協議のうえあらかじめ選定し、医療観察法の審判における架空の2事例を用いるものとする。

参考：令和5年度研究会

【事例1】医療観察法におけるアルコール依存症治療の課題

【事例2】医療観察法の入院によらない医療（通院医療）の必要性について

- (2) 研究会における議事次第（予定）は次のとおりとする。

1	開会挨拶・講師紹介・研究会についての説明（約10分）	厚生労働省
2	事例1の討議	
	(1) 「事例1」の紹介・質疑応答（約20分）	担当講師（医師）
	(2) 「事例1」の検討・班別討議（約30分）	研究会参加者
	(3) 「事例1」に関する発表・討論・質疑応答（約20分）	研究会参加者
	(4) 「事例1」の解説（約10分）	担当講師（医師）
	(5) 「事例1」の解説（約10分）	担当講師（法律家）
3	休憩（約10分）	
4	事例2の討議	
	(1) 「事例2」の紹介・質疑応答（約20分）	担当講師（医師）
	(2) 「事例2」の検討・班別討議（約30分）	研究会参加者
	(3) 「事例2」に関する発表・討論・質疑応答（約20分）	研究会参加者
	(4) 「事例2」の解説（約10分）	担当講師（医師）
	(5) 「事例2」の解説（約10分）	担当講師（法律家）
5	全体の講評（約5分）	各講師
6	閉会挨拶（約5分）	厚生労働省

7 運営

研究会の庶務は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室で行う。

8 その他

- (1) 参加者の勤務先等に変更があった場合は、速やかに厚生労働省まで連絡すること。
- (2) 研究会当日、急遽参加出来なくなった場合は、速やかに厚生労働省まで連絡す

ること。

(3) やむを得ず、開催場所・日時が変更される場合があること。

令和6年度医療観察法判定事例研究会

医療観察法医療の有識者より、対象者の処遇決定の判断に苦慮する事例について紹介するとともに、都道府県精神保健福祉主管部(局)の長が推薦する精神保健判定医を交えて、診断名、弁識能力、治療可能性等の論点を評価・討議することで、精神保健審判員又は医療観察法鑑定医の質の向上を図ることを目的としています。

【医療観察法判定事例研究会実施フローについて】

